

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年7月27日（月）午前10時開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程3】区再編について
 - 3-1 区の現状
 - 3-2 区再編のメリット・デメリット

10:00

- 1 行政区再編協議【行程3】区再編について
 - 3-1 区の現状
 - 3-2 区再編のメリット・デメリット

◎結論

7月10日開催の委員会に引き続き、行程3-1、区の現状について協議し、区制施行によりよくなったこと及び区の現状課題の整理についての各会派の検討結果を委員会として確認し、行程3-1についての協議を終了しました。

また、行程3-2、区再編のメリット・デメリットの協議の進め方や資料請求の在り方などについて、協議しました。

◎発言内容

○高林修委員長 最初に、前回の委員会での配付資料「がんばる地域応援事業から地域力向上事業の変遷」の関連で、追加請求があった部分について、まず当局から説明をしてください。

○市民協働・地域政策課長 こちらは前回の委員会へ提出した資料の各区の上に2行追加して、そこに予算を記載しています。2行のうちの上段が地域力向上事業の総額の予算です。2行目がそのうち助成事業についての予算を記載しています。平成20年度、平成21年度のがんばる地域応援事業の実施の間については、米印1で記載のとおり、助成事業の分けがありませんでしたので、予算を総額で計上して、平成22年度以降は総額と助成事業それぞれを記載しています。

それぞれの区に2行ずつ追加していますが、裏面の一番下に合計があります。全体的な傾向はそちらを御覧いただければと思います。予算の総額はだんだんと減っている傾向は見られますが、助成事業につきましては、平成25年度以降は3000万円を確保しておりまして、この部分については減少してないということが見てとれるものになっています。

○高林修委員長 それでは、資料請求をされた鈴木育男委員から請求趣旨の説明をしていただきたいと思います。

○鈴木育男委員 今当局から説明があったように、区に対するこうした予算がどういう変遷をたどっているか、区に対して行政側がどういう考え方、勘定の仕方をしているかということを確認するために資料請求しました。今の説明とこの数字を読んで、それについて考えていただければ結構だと思います。

○高林修委員長 それでは、今日提出されたこの資料について、質疑、意見がございましたらおっしゃってください。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、先ほど鈴木育男委員からの御発言はありましたが、もう一度よく見ていただいて、参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、前回の委員会で依頼をさせていただいたとおり、区制施行によりよくなったこと及び区の現状課題の整理、再編でしか解決できない問題と再編しなくてできるものの項目分けについては、各会派での検討結果を事前に私まで御提出いただき、皆さんのお手元にも今日配付させていただきました。

まずは、この資料に基づき、各会派から検討結果の説明をお願いいたします。

まずは(1)の区制施行によってよくなったことについて、各会派から検討結果を紙面によりながら御説明いただきたいと思います。

○加茂俊武委員 自由民主党浜松です。

前回も言わせていただきましたが、大きく6つあります。

新たな窓口、総合行政拠点が増えたということで、待ち時間が短くなった。それから、駐車場の心配が要らなくなったという市民の声も多く聞かれています。

それから2番として、専門性を有する職員が分散配置され、身近に専門的な窓口が増えてきたということです。総合行政拠点が増えたということとも似ておりますが、そういったところです。

それから、地域資源が掘り起こされ、地域特性や地域課題の共通認識ができたということです。

それから、区長を中心に各課の連携を図ることができ、迅速な対応ができるようになった。

それから、区協議会で市民の意見を聞くことができる。住民自治にとってプラスになるということです。

それから、区の事業としてイベントを実施することで、市内の交流人口が拡大した。7つの区でそれぞれが区の事業をやることによって、市内全体で様々な人の交流ができたということが大きなことではないかということです。

○高林修委員長 続きまして、市民クラブ。

○岩田邦泰委員 まず、旧浜松市では新設した区役所分の総合窓口が増えたといったことです。前回の松下委員が出していただいた資料から抜粋させていただきましたが、平成17年には市町村合併で58あった総合窓口が平成19年に60に増えて、平成25年の区の出先機関の再構築で59といったことで、結果的に平成17年時点に比べると、現在は1か所の増だということがこの間分かったのかなというふうに思っています。

それから、これは区の制度によってよくなったというよりも、政令市になってよくなったことですが、教職員や道路管理など、県からの権限移譲があったといったこと。

それから、3番目は児童相談所などの施設設置ができたということ。

それから、4番の宝くじ収益などの財源移譲ができたといったことは、区ではなくて、政令市になってよくなったことといったことで述べさせていただきます。

○高林修委員長 すみません、申し上げるのを忘れましたが、前回、関委員とのお話の中で、政令市

になったことと区制施行になったことがごちゃごちゃになっていることについていかなものかということだったのですが、あのときに私としては両方書いていただければ結構ですと申し上げたということで、市民クラブもこういうふうな検討結果ということで、米印が2、3、4と入っているということでよろしいですね。

○岩田邦泰委員 はい。

○高林修委員長 それでは、創造浜松。

○森田賢児委員 今委員長のお話のとおりで、我々は一貫して政令市と区制度は分けて考えるべきだと主張してきましたので、基本的には区制度によってよくなったことを並べさせていただきます。

まず東区、南区において窓口が増えたことですか、区役所と自治会連合会の連携が身近になったこと。

それから、介護保険事業など連携する事業所が多い業務においては、ある程度の規模の区で担当を振り分けることができた。

4番は類似していますが、必要書類の申請など行政手続、サービス等の利便性が増した。

5番に関しては、米印をつける点かもしれませんが、区名が入ることにより、政令市であるあかしができた。

いずれも結果として窓口が増えたりしたことによって利便性が増したと、そのように結論づけました。

○高林修委員長 それでは、公明党。

○松下正行委員 前はこういう書式がなかったので、重複している分もかなり多く出しましたが、今回こういうフォーマットも出ましたので、同じような意見をなるべくまとめて、6点出させてもらいます。

皆さんが言うことと重複すると思いますが、証明発行や総合窓口、コンビニ交付ということで市民の利便性が向上したと。

それから、政令市になったことで、国道道の管理が権限移譲されたり、宝くじなどの財源が移譲されたり、児童相談所の設置が浜松市独自でできて、市民サービスが向上した。

それから、区協議会が設置されて、市民の意見が上がるようになった。

それから4番目、中核市から政令市になったということで、都市の格が上がったということです。

それから5番目として、本庁へ行かなくても区役所が一次的な窓口になったり、協働センターが身近にあったりして、様々な住民サービスが近くでできるようになった。

6番目としては、先ほどもあったような地域力向上事業で地域の市民、住民が地域の活性化に貢献して、それぞれのまちづくりが推進をされたということなんです。

○高林修委員長 前回、公明党だけ書いていただいて、もう一度お手をかけましたが、ありがとうございました。

それでは、日本共産党浜松市議団。

○酒井豊実委員 日本共産党浜松市議団としては4項目挙げさせていただきました。

まず、区制の施行によってよくなったことという意味合いですが、現状浜松は7区の行政区ということで大前提に置きながらの区制ということでもあります。

それで1としては、各区には市民サービスや市民生活の区政運営のための基本方針と重点的な取組の柱、戦略的なものが示されていて、そこで地域の歴史や文化を生かした将来像や、これに基づいた事業が展開されている。課題的なことも書いておきましたが、さらに充実するためには区の権限強化が求め

られているということです。

それから2つ目として、若干具体的にですが、旧浜松市域の東区と南区や、西区と北区の一部の地域は行政区になって独自の新たな住民自治を展開できるようになった。象徴的なのは東区の例で、東区俳句の里づくり事業のように独自の区民文化が育っている。その結果、東区としてのまとまりが出てきた、あるいは区民生活とこれが結びついている、各区の区民意識が醸成されてきたというような意見が出ました。

3つ目ですが、前記の地域では合併前の市役所まで行かなくても、区役所でほとんど全ての行政サービスが受けられることになった。

それから4つ目ですが、東区、南区、西区、天竜区は新築した行政拠点施設を持つことができ、それぞれの区の核として大いに機能を発揮しているということです。

○高林修委員長 私なりの感想はありますが、まず、この区制施行によってよくなったことについて、各党派から検討結果を発表していただきました。この各党派の検討結果について、ただいまより委員間討議をしていきたいと思えます。

質疑、意見がございましたら、党派名をおっしゃっていただいて、質疑、意見を願います。

○太田康隆委員 日本共産党浜松市議団が上げているこの項目について、米印の1、2、3は政令市としてということよりも、区が設置されることだという理解で、米印は要らないのではないかと思います。

○酒井豊実委員 区制のことで政令市ということをどこでどう仕分けるのかという判断的どころがあって、全体としては政令市の中ということで米印をつけていますが、今言われるように、米印が要らないのではないかとということであれば、確かにそれもさうだろうと思えます。

○高林修委員長 前回、ごちゃごちゃという発言がありましたけど、やはりこういうこともあるので、とりあえずはいろいろと考えていただきたいという思いもあってお願いしました。私も太田委員のおっしゃるとおりだと思いますが、酒井委員がそれでよろしければ、よろしいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○太田康隆委員 関連して、公明党の2番目の宝くじの収益金とかは確実に政令市移行によってですが、児童相談所の設置は、児童相談を区ごとにいろいろやっていて、各区で児童相談所に上げていく前段階の組織の名前は何と言うのですか。当局に伺います。

○総務部次長（人事課長） 家庭児童相談室です。

○太田康隆委員 ですから、家庭児童相談室が区に設けられたというのは、地域特性とか学校の問題であるとか、親の仕事の問題であるとか、その地域に密着した形での相談をまず一次的に受けられるので、区があることのメリットだと思いますので、そこら辺もぜひ触れていただくといいと思います。

○松下正行委員 ここではあくまでも政令市の移行に伴う事務ということで、道路と宝くじと児童相談所を挙げているので、あえて米印をつけたということなのですが、今太田委員が言われたのはそれぞれの区役所に設置されている児童相談所の手前の相談窓口ということなので、違うかなと思ったのです。

○太田康隆委員 区のメリットです。

○高林修委員長 その点はよろしいですね。

ほかはございますか。

○小野田康弘委員 創造浜松の(1)の①と②、東区と南区について書かれていますが、ほかの区に関してはどういう評価となっているか教えていただきたいと思えます。

○関イチロー委員 ①と②に関して言うと、本来は西区も入っていい話だと思います。個人が出してきたものをここに挙げましたので、西区も入れていただいて結構です。

○小野田康弘委員 分かりました。

○高林修委員長 では、西区もということ。

○波多野巨委員 日本共産党浜松市議団に一応確認ですが、よくなったことの③で、区役所でほとんど全ての行政サービス103項目が受けられることになったとなっていますけど、協働センターがいわゆる103業務で、区役所は546業務だと思うのですが、そのあたりどうですか。

○酒井豊実委員 すみません、数字を取り違えて入れてあります。

○高林修委員長 ほかはございますか。

○鈴木育男委員 区の現状、よくなったことというお話で、それぞれの会派の皆さんの御意見は大体ごもつともなところだと思うのですが、ただ1つ、日本共産党浜松市議団が東区の俳句の里づくりを評価されています。地元のことなものですから、それはそれである程度頑張っているというものはあるのですが、旧浜松を割って区ができたときに、最初は区長を中心にして一生懸命区民意識というか区としての単位でいろいろなことをやっていたら、要するに区の住民が区のほうへ向くようにという意味かもしれませんが、非常に頑張ったのです。しかし、今はどこかへすっ飛んでしまって何も無い、もうまるっきり区としての形の中で行政だけで進めていくみたいなことになってしまっているのです。

だから、先ほど地域応援事業の資料も頂きましたけども、地域づくりだとかそういうものが、旧浜松においては正直言って難しい部分がある。私はその辺をもう一遍ひっくり返したいという思いです。みんなに地元意識をもっと持っていただく。ただそれが区であるのか、例えば旧浜松の昭和の大合併とか、どういう単位にするかは別として、それぞれの地域がもう少しそれぞれに物を考えて、我々が地域だみたいな方向になるといいと思っています。区をつくったときにその辺をいろいろ入れていただければ、もう少し違うことができたのではないかという感じがしています。

東区でも、俳句の里づくりもそうですが、地域資源を探そう、要するに地域の宝探してみたいなことを、冊子をつくったり、講演会を開いたりということで一生懸命頑張ってきました。最初は、よしよしこれはいいい、我々が東区だぞと意気込んだわけですが、何か尻すぼみになってしまっています。天竜区とか浜北区はまた別かもしれませんが、少なくとも旧浜松で考えるとじくじたるものがあります。

そうしたことをどう評価するかということになると思いますが、私はまだ2期から3期のときですが、合併の最初に描いたものとはまるっきり現実が違っているということは正直言って非常に不満に思っています。これは行政のやり方の話ではないかと思うのです。一番先に考えていた、これで行政が近くなって、浜松はもっと住みやすいいい地域になっていくのだなというところが薄れていっていることは非常に寂しいし残念というのが私の思いです。よくなったことということで、例えばこういったことはよくなっているわけですが、では、それが本当に市民生活とどう関わって、どうできるかということをもっとしつかりと考えて、区の在り方を考えるべきではないかと思っています。

○高林修委員長 今の鈴木育男委員の御発言について、酒井委員、別に反論とかではなくて、感想でも結構ですから。

○太田康隆委員 委員長、課題とか問題というのは行程3-2でやるのですか。

○高林修委員長 いや、今の鈴木育男委員の発言について、日本共産党浜松市議団の検討結果でお話をされたので、感想でも結構ですからと申し上げたのです。

○酒井豊実委員 会派の話合いの中で、東区の文化的な環境づくりの中で区としてまとまりが出てき

ているという意見が最初に上がりました。それが区民の方、それから外部の方から見て、そういう認識だと。それがまた区民生活としっかり結びついているのではないかという意見も出されたので、それについても記載しておきました。皆さんもお持ちの出世法師直虎ちゃん俳句手帳は、継続的に出されてかなり浸透していて、中学生とか若い方も巻き込んで、その方々がまただんだんと成長されていって東区の文化を育てているのではないかという認識でありました。

○高林修委員長 ほかにこの（１）について質疑、意見のある方。

前回申し上げたように、本来はこのことは前回で何とかまとめたかったのですが、こういうふうに出していただいて、それぞれの御意見を承りました。このよくなったことについて完全否定の部分というのはありますか。おおよそ各党派のおっしゃることはそのとおりだなという御感想なのでしょうか。

○岩田邦泰委員 自由民主党浜松にお伺いをさせていただければと思います。２番にある専門性を有する職員が分散配置されて、身近に専門的窓口ができたといったことです。これは区役所でなくてもできるのだけどということですが、今回区制がしかれたから必然的にできたという認識をお持ちなのですか。例えば区で分かれていなかったとしても、そういうニーズがあればこういうものはつくるべきだというふうに思われているとか、そういったあたりを教えていただければと思うのですが。

○加茂俊武委員 質問の趣旨が判然としないのですが、区なので546業務できますよね。だからそれは区制施行によって、そこへ専門的な職員が配置されてという箇所が7か所できたということですか。今かなり協働センターもやっていますけれど、通常だと103業務。やはり専門的職員が配置されていないとそれだけの業務がこなせないと思います。それが区制施行によって区役所ができたということですか。

○波多野亘委員 補足ですが、例えば中核市等保健所を持っているところは保健師は配置されているけれども、区を持ったことによって、長寿保険課だとかそういったところにも配置されるような状況も出て、専門性が増したという表現のほうが分かりやすいかなと思います。

○岩田邦泰委員 区ができたので専門的な部署がそのエリアに設置はされましたということでしたが、後の話になってしまうかもしれませんが、ほかのやり方でも別にできたのかなというふうには思ったので、聞かせていただきました。

○波多野亘委員 できる、できないで言えば、きっと可能だと思います。例えばその規模が何なのか。区役所以上の多くの数の例えば事業所なのか何かということも考えられるだろうし、ただ、そこに配置していく人の話に結局なってくると個人的には思っています。

○高林修委員長 よろしいですね。

ほかはこの1についてございますでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 22日までに提出ということで、この休みの間に少し見させていただきましたが、総合窓口拠点7か所もできた、非常に住民サービスの利便性が高まったということについては、各党派の皆さん、ほとんど御異論ないと思っていますし、区というくくりをつくったことによって、地域の特性とか課題が明らかになって、それに対応していったというあたりはほとんど変わりはないと思います。先ほど申し上げたように、米印を取る、取らないとかありましたが、特に全面否定がなければ、おおむね各党派の御意見を尊重するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、（１）区制施行によってよくなったことについてはそういうことでまとめさせていただきます。

それでは、(2) 区の現状課題と対応について、先ほどと同様に、検討結果について提出資料を基に御発言をいただきたいと思います。

最初に、自由民主党浜松。

○加茂俊武委員 課題についてですが、まず区長の持つ予算要求権、人事権が発揮されていないということで、これはアンケート結果を基に、こういう声も結構市民の方から多くいただきました。区長がもう少しリーダーシップを発揮して、いろいろなところで関わっていくと、区もかなりその機能を発揮できるのではないかとこのところではあります。

それから、地域力向上事業が生かされていないということで、がんばる地域応援事業から補助率の関係とかで使い勝手が悪くなったという声もいただいているので、そういったところで地域力向上事業から区の事業へ発展していくことがもう少し増えると、もっと区が充実するのではないかとこのところではあります。

それから、区役所の維持管理費が負担となるというところ。7つ分の区役所の維持管理費がかかるというところは課題ではないかと。

それから、コミュニティ担当職員が機能していないというところ。コミュニティ担当職員が各協働センターに今1人配置されていますが、それぞれのコミュニティ担当職員の能力とか働き方によって差があるのではないかとこのところではあります。

それから、区協議会が機能していないというところ。建議とか要望が年々減っているというところ。ここが区の課題について議論する場であるべきという意見が多数出ています。

それから、学校区、警察署管轄と区が一致していないというところ。これは区境の一部変更などの必要があるのではないかとこのところではあります。この中で再編でしか解決できない課題という、維持管理費と学校区、警察署管轄と区が一致していないという2つです。区役所の維持管理費については施設を廃止しない限り発生するので、もし再編で区の数減らしたとしても、なかなか解決できないという意見も出ています。

○高林修委員長 それでは、市民クラブ。

○岩田邦泰委員 まず、現在ある区境をまたぐ校区の解消ができるという点は、再編でしかできない課題に上げさせていただいています。

それから、現在の総合窓口数を維持しつつ、区役所の将来コストを削減することができるというのも再編でしかできない課題という形にさせていただきました。

それから、再編により人口規模の大きな区ができればという前提になりますが、何度もこの場で話が出てきておりましたが、地方制度調査会の答申の中に書かれている行政区の役割強化、それから明確化の検討の必要性が上がっていくのかなと思っています。

それから、協働センターの機能強化に向けた区役所から協働センターへの人員の再配分も、区を再編すればできるというふうには思っています。

極論ということで書かせていただきましたが、多くの課題はコストをかければ対応できるのだとは思いますが、再編で抜本対策ができればコストを抑えて対応できることが増えるというのが全般的な考えかなと思っています。

それと、再編しなくてもできる課題に1つ挙げさせていただきましたけれども、法定の区の協議会を任意の協議会等に移行することは再編しなくてもできる課題だと捉えています。

○高林修委員長 それでは、創造浜松。

○森田賢児委員 まず、市全体を考えた行政の効率化は、まさに全体最適で考えたときに、これは再編でしか解決できない課題であって、再編してより効率化を図っていくべきです。

2点目の林業振興課ですとか中山間地域の過疎対策などは、やはり現地の北遠地域に配置するなり担ってもらおう方がいい。これに関しては、本来は再編しなくても解決できるものだと思います。

そして複数区における無投票選挙、これは再編でしか解決できない。

あと学校区における地域コミュニティ、これも再編でしか解決はできない。

そして、瓜内町、括弧書きしている青屋町は南区なのですが、町内に東区東部保健福祉センターという名称の施設がある紛らわしさなどもこれは再編で解決を図っていくべき課題だと思っています。

○高林修委員長 次に、公明党。

○松下正行委員 まず、現在区がまたがっている学区、校区があるということで、これを解消するためには再編するしかないということが1点目です。

それから2点目は、住民自治の推進ということを挙げさせていただきましたが、これは区の協議会の案件と建議等の要望がずっと減ってきているという現状を見ると、そこへ上げていく住民自治の組織が欲しいのではないかとということです。

それから、市役所（本庁）と区役所、協働センターという二重行政をなるべく減らして、人件費を抑制したり、適正な人員配置、それから官民連携の力も使いながら、風通しのいい組織にすべきだということで挙げました。

それから3点目は、先ほど来出ているように、区役所と市役所（本庁）の違いが市民からすると非常に分かりづらいということと、区役所ごとに様々な政策の判断基準が違うことによって、結果が不公平になるという現状があるということで、これはしっかり区の再編をしていくべきだということです。

それから、協働センターについてですが、現在、総合窓口で103業務をやっているのですが、これは平成5年からスタートしている制度でありまして、一律に全てのところで103業務をやる必要性があるのか。利用頻度の関係から、少し言い方は悪いですが、無駄にならないような最小限にするべきものもあるかなということで挙げました。これは別に区の再編がなくてもできるということです。

それから、先ほど言ったように、現在の区協議会も形骸化しているということです。できた当時は様々な意見がかなり出たと記憶していますが、建議、要望が減ってきている状況があって、今の現状で言いますと、住民自治がしっかり担保されているかなということ、少しくエスチョンということです。これは先ほどの2番目の住民自治の項目と似ていますが、住民自治の会議体というものをつくる必要性がある。そういったことを考えると、再編に絡んでやった方がいいということです。

最後ですが、これは今コロナの関係もありますし、いろいろな面でICTを最大限推進すべきです。国もこれから行政のデジタル化と、手続のデジタル化を前倒しして推進していくということです。将来的には印鑑もなくなっていくだろうし、証明書の交付自体も要らなくなるということを考えると、今やっている行政サービスという形も変わってくるかなということで、これは区再編をしなくてもできる項目ということで挙げさせていただきました。

○高林修委員長 それでは、日本共産党浜松市議団。

○酒井豊実委員 私どもの会派では最上段の全体ということと、各區別に意見を出したものをそのままとめたものを生々しく出しました。

全体については、住民自治を強く打ち出した政令指定都市化でありましたが、その形骸化。

それから都市内分権の形骸化、大きな区役所、小さな市役所目標の消滅と書かせていただきました。

それから1市多制度の消滅と区長の権限が開けてみたら極めて小さいものだったということです。

それから、区協議会が住民意思を反映させる機関として機能しにくいというふうに表現させていただきましたが、区協議会の性格あるいは法令上の位置づけ、権限、縛りというところで十分機能しにくいものである点は感じています。各区の協議会においては活発に自由な意見を出させてやっているところもありますが、出された意見がその場で十分解決されずに済んでしまっている。あるいは当局も説明を全てされない部分もあって、フラストレーションがあるということになっています。

それから、7区独自の都市計画づくりが必要だという意見が出されている点を挙げさせていただきました。

あと、中区から東区、南区、西区、北区、浜北区、天竜区と個別の区について出された意見をそこへ概略を網羅して書いておきました。それらは全て再編しなくても解決できる。7区の中でやっていこうではないかという意味を込めて記載したものです。

○高林修委員長 日本共産党浜松市議団の検討結果を見て、正直少ししまったなと思いました。区の現状課題という項目になると、こうやって各区で出すのか、そういうような御理解もあるのだなというふうに思いました。

1点、私からお話をさせていただくと、幾つか再編と直接関係のないような課題が挙がっていると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○酒井豊実委員 委員長おっしゃるとおりで、そういうことも、これは区の本当に命に関わる最重要課題であるということなので、特徴的に入れさせてもらったものもあります。

○高林修委員長 資料としては貴重だと思いますので、このまま採用をさせていただきました。

これから(2)について委員間討議を行いたいのですが、まずお願いがあります。各会派が挙げた区の課題内容が適切なのかどうかという点について御異論があれば、それをまずおっしゃっていただきたい。それから、この丸の位置はこちらのほうが適切ではないかという2点について、お1人、1点ずつ。1人1点という意味ではないです。まず1つずつ討議をしていきたいと思っていますので、会派名を指名していただいて、おっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○波多野亘委員 今委員長からこの課題の書きぶりについてもありましたけれども、市民クラブが今回整理されたこの区の課題内容が、例えば区境をまたぐ校区の解消ができるとか、逆にもう再編によってできることという表現になっているのではないですかということをもっと感じました。

○岩田邦泰委員 課題として書けばよかったということですね。失礼しました。

○森田賢児委員 自由民主党浜松についてよろしいですか。丸のつけ方はそれぞれ考え方があって思うのですが、基本的には自由民主党浜松の出している区の課題内容はそのとおりだと思っています。課題である以上、やはり見直す必要があると思うのです。その見直す方法が再編して改めていくか、もしくは不十分なところについて強化を図って改めていくか、根本はそこだと思っています。これだけいろいろ課題が出てきている中で、個別の見直しを図っていくのはなかなか大変だと思うのです。区協議会のことだったり、区長の権限だったり。それこそ丸のつけどころによってある程度意図は感じられるのですが、やはり自由民主党浜松はこれらの課題に対して不十分なところを強化して、個別に見直ししていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○加茂俊武委員 はい、そのとおりです。

○森田賢児委員 ありがとうございます。

○高林修委員長 とすると、自由民主党浜松のこの資料については割合すっきりともう結論が出たと。

○太田康隆委員 自由民主党浜松が、例えば学校区、警察署管轄と区が一致していないというのは、これは解消するような再編をすれば解消すると。だけど、その必要があるのかどうかということまでは触れていません。うちの会派は違いますが、学校区は区の再編でしか解決できない、だから再編したほうが良いというほかの会派の皆さんにお聞きしたいのですが、別に区を設定したからではなくて、既に旧市町村でも校区が2つに分かれているような自治会は頻繁にあります。もうそれは何十年そういうことです。

それで、学校で聞いてみても、住所地が違うことでの不便はないということです。自治会のほうにあるのは、自治会行事をやるときに校区が違う子が出てこなかったりする、例えば子ども会もそうですし、そういうことはあると。しかしそれはうまくやっていますということなのです。学校区というのは一定の広さで、できるだけ自治会、町内会単位で組んでいますから、どうしても真四角に線を引けないわけです。ですから、そういう問題が起きるとのことだと思います。まして最近では校区の自由化ということで、もう既に同じ町内でも隣の近いところの学校へ行っている子たちもいます。そこも含めて学校区と、それから区をしっかりと区別しないといけない理由を教えてくださいたいのですが。

○岩田邦泰委員 子供の話、太田委員おっしゃるとおりです。私が住んでいるのは入野なのですが、大平台小学校区と入野小学校区と2つの近くに今住んでおりまして、もともと大平台校区に住んでいて、引っ越して今の住所に来たので、その後も大平台小に通学したといった経験もしていますので、そこはおっしゃるとおりかなと思います。ただ、今出た自治会のほうです。学校と自治会との結びつきというのは、これからコミュニティスクールなどをやっていく上でも非常に強くなっていくのかなというふうに思っている中で、自治会と学校の、先ほども太田委員はうまくやっているとおっしゃいましたけれども、できる限りそこに違いが出ないほうが良いと私は思っています。

○太田康隆委員 ほかに創造浜松も同じような学校区のところを触れられていますが、教えてくださいいただけますか。

○関イチロー委員 まず1つは、わざわざそういうふうに線を引いて学校区を分けるということ自体がスタート時点で必要だったのか。言ってみれば1つのエリアの中に包含してしまえば、それは済む話だったわけです。それが町も含めて学校区も線を引かれてしまったということ自体がどうだったのかということが1点。

それから、今おっしゃられたように、地域と学校のつながりというのはコミュニティスクールも含めてですが、それからまた、それぞれの地域にある祭りだとか行事、それから協働センターにもひよっとすると影響が出てくるかもしれません。そういう意味からいくと、それこそ基本のコミュニティーというものを分断することは本来するべきではないということです。

○森田賢児委員 かつて住民自治のところの議論で出たのですが、自由民主党浜松からも地域コミュニティーは学校区が基本ではないかという発言があったのをとても印象的に覚えているのですが、本当にそのとおりだと思っています。自分のところがまさに南区の東部中学校区なのですが、小学校区で分断されている地域なのですが、なかなかその理由としてしゃくし定期的に何か示すことはできませんが、そこはまさに住民自治ですから、市民の意識のところだと思うのです。なので、皆さんそうでしょうが、各地元で自治会ははじめ、その地域コミュニティーと携わっているときに、私は中区ですが、同じ中学校区の南区との接点は非常に限られているのは実態のところだなと思っているので、関委員と同様で、やはり私は区による線引き、分断というのは改めていくべきなんだろうと思っています。

○太田康隆委員 私は決定的な理由にはならないというふうにまず思っています。地域コミュニティー

一の原点はまず家族。それから、隣保班、町内会、自治会と広がって行って、小学校区、中学校区と広がっていくと思います。地縁組織も自治会もそういう単位で構成されています。子供たちがどこの学校へ通うかというのはまた全く別の次元の話で、私立の義務教育の課程へ行っている子もいれば、幼児教育にあってはもっと複雑に全く違う幼稚園や保育園などに行っています。ですから、もう子供がどこへ通うかということと、その地縁のコミュニティーというのは別のこととして考えていかない限り、地域コミュニティーというのは維持できないだろうと思っています。

ましてや、例えば子供の数が減っていったり、小学校、中学校の統一だとかこれからいろいろな変化が出てくると、学校区と区境を統一することを目的として区の境界の変更をした後に、そこに対象の子供がいなくなる可能性や結果が想定されます。ですから、何を前提にして区の再編というのをやっているかということの決定的な理由にはならないと思っています。一緒になるにこしたことはないのだけでも、多分そういうことだと思います。

それから、コミュニティーも併せて課題になっているところが南区、中区、東区の境にあるのかな。そういうところは、これはまた別の問題としてどうやったらそれが解決していくかというのは考えていく必要がある。全くそこを無視するつもりはありませんが、一部場合によっては区境の変更をすることで、そういった問題が画期的に解決するというのももしかしたらあるかもしれないけれども、そのことをもって直ちに全市的な区の再編をしなければいけないとは思っていないということを申し上げたいと思います。

○関イチロー委員 少なくとも先ほど出た地域のコミュニティーということに対して行政がわざわざそこへさお差して、一緒になるということ自体は、これは避けたほうがいいのだろうと思っています。さらにたまたまうちの子供が1人は区外というか全市からの学校へ行って、もう一人は地元の小学校へ行ったのですが、成人した以降の友達関係も明らかに違います。下の息子は地元ですので、帰ってくればすぐに地元の皆さん方と飲みに行こうとか、会おうではないかということですけど、上の子供に関して言うと、残念ながらなかなかそういう機会はない。それはまた違うコミュニティーができていくということだけは言える。頭の中で考えることと、実際にそういう自分の子供を見ていると、明らかに大きな違いが出ていることだけは確かです。

○太田康隆委員 市民クラブにお尋ねしたいのだけれども、2つ目に、現在の総合窓口数を維持しつつ、区役所の将来コストが削減できるということで、区の再編でしか解決できないというふうにマークしてあるのだけれども、私は何が何でも今の現行7区を維持する、しなければいけないというふうには思っていない。それは前から言っています。例えば人口が10万人減ったら、1つの区が要らなくなるぐらいの激変があるわけですから、そういうときは考えていく時期になるのかなと思いますが、ここで皆さん割と言っているのだけれども、現行の協働センターに様々な業務を移していく、区役所を少なくすることで、その管理職の人員費が減る、だから区の再編が必要なのだということなのです。だけれども、岩田委員に聞きたいのだけれども、民間企業はフラットな組織ということを言いますね。しかし、経営学の本を読んでも、フラットな組織が機能するのは四、五十人ぐらいの規模です。それ以上、特に何百人、何千人となってくると、階層別、機能別の組織で管理していかないといけない。当然企業もそうなっていると思うのです。事業部制をしいたり機能別の組織を使いながら、現場にあつてフラットな組織がいい場合には、そういう形を併用していくと思っているのです。

そういうことからすると、管理する側からすると、出先の数が多いということは非常に非効率ですよ。だから、僕はむしろ協働センターで103業務とは言いながら、年がら年中103業務が頻繁に要求され

ているわけでもないので、ほかの政令市のように、証明書発行だけをやるものはあってもいいかもしれませんが、でもそれはたかだか15ぐらいの業務です。そういう出先機関をそろそろ見直していくことで、コストは削減できる、適正化が図れる、組織として全体の最適化を図れると思っています。だから、この総合窓口数を維持しながら、とにかく区役所の将来コストを削減する、そのために再編するということがどうしても理解できないのですが、御意見を。

○岩田邦泰委員 今太田委員がおっしゃったのは、窓口の話かと思います。先ほども協働センターの話が出たので、そこにひもづけさせていただきますが、私が増強するべきだと言っているのは、協働センターの中でもコミュニティ担当職員ですとか地域の仕事をやっていく方々の増強が必要なのではないかという立場です。ですから、窓口業務を増強しようとかそういうことではないものですから、そのあたり微妙な違いがあるかなと思います。

○太田康隆委員 盛んにコミュニティ担当職員を各協働センターに張りつけると言っているのだけでも、今の現状を見ると1人工ではなくて兼務で張りついています。地域振興とか住民自治を支える伴走型のコミュニティ担当職員が朝から晩までそういう仕事があるかということ、それはありません。だから兼務でいいわけです。だけど、その1つの協働センターに全部そういうふう張りついていることが効率的なのか、グループ制である程度のエリアをカバーしながら、お互い情報共有しながら、何が問題でどうすれば解決の方法があるといったスキルも磨きながら、一定のエリアでコミュニティ担当職員が機能するほうが組織としては圧倒的にいい。岩田委員が統括部長でやるのだったら、恐らくそういう指示を出すと思います。民間企業にいた方は、みんなそのぐらいのことは分かるはずですよ。だから、ふれあいセンターも含めた全てのところにコミュニティ担当職員を配置することが機能的だとは全く思いませんし、日常朝から晩までそういう仕事は1日中あるわけではないので、極めて非効率的な話だというふうに思っています。

○岩田邦泰委員 企業の中ではそうではないかというお話ですが、企業の場合は今どちらかということ肥大化してしまった組織をなるべくフラット化しようというのが流れです。ですので、太田委員がおっしゃったのは、だんだん規模が大きくなっていった結果、そこでそうやって事業部制をしいたりという話が今ありましたけれども、今度はもう少しでは風通しをよくするためにどうするかという話が今企業の中では多くされていると私は認識しています。

非効率云々という話がありましたけれども、コミュニティを担当する方々の仕事というのは、基本的には効率がいいものというのは恐らくないのだと思っています。ですから、その中でどれだけその地域のためにやっていく職員を増やすか、これはこれから市の当局もしっかり考えていただかなければいけないことかもしれませんけれども、そこは非常に重要なことだというふうに思っています。あと、自治会などの集まりに出ても思うのですが、協働センター長はその場に呼ばれるけれど、コミュニティ担当職員は呼ばれていないことだとかもあったりすると思います。そうではなくて、やはりコミュニティ担当職員がもっと活躍できる、そしてセンター長は統括の立場ですから、手足として動けるコミュニティ担当職員をもっと増やして、非効率の中に効率を求めていくということが重要だと思っています。

○太田康隆委員 この組織のところではこれだけは岩田委員とやりたかったのですが、民間企業の組織で見習うべきところはいっぱいあると思います。だけど、行政組織というのは、また違った目的で動いていますので、ここで必要な考え方というのは僕は官僚制だと思っています。官僚制というのは、つまりすごい権力者が出てきて、いろいろ右へ動かされたり左へ動かされたりして、苦労してきたのを避けるために、法治国家として法律に基づいて1つの組織体をつくって、そこで一定のルールをつくって、

公平に運営できる組織にしてきたのです。その官僚組織をいろいろ見てみますと、例えば規則遵守の原則であるとか、それから権限、上の者の言うことを下の者が聞くとか、それから階層別に組織をしていくとか、公私を分離するとか、もう一つ重要なのが、文書主義の原則というものがあって、必ず文書でそのものを残すということがあるのです。そういうような歴史的に発展してきた官僚制の持ついいところによって、サービスの受け手である市民が公平で公正なサービスを受けられるということです。特定のところだけがいい思いをして、特定のところが実力者がいないために、あるいは地域を分かっている人がいないために不利を被るということはあるわけではいけません。だから、有力な市議会議員がいるところはよくなって、いないところはよくなれないみたいなことが昔はあったやに聞きますけれども、そういうことはあってはいけないので、議会は全市的な運営についてしっかり議論するところですので、各地域の運営についてはそういう官僚制のいいところの中で効率よく機能していかなくてはならないというふうに私は思っているわけです。それには総合行政、つまり課長もいて区長もいる区というものが一定のエリアと一定の人口をカバーして機能していかないとけないということで、運用によっては素晴らしい機能を発揮できるのが区というものだと思っています。それが、我々の様々な議論の中では十分機能していないのではないかとということで、今回出させていただいた自由民主党浜松が最初に言っている課題として、区長の持つ予算要求権とか人事権が十分発揮されていないといったことになっているということです。

○高林修委員長 太田委員にお聞きしたいことが2点あるのですが、先ほど鈴木育男委員と酒井委員のやり取りの途中で、行程3-2の課題ということで委員長というふうにおっしゃられたのですが、今のやり取りは行程3-2に入っていると判断してよろしいのか。それと、前々回からずっと太田委員のおっしゃっているように、区の在り方等については行程3-2に入っても討論してほしいということで、そのとおりですねと私もしていますが、今の2点について、お答えいただきたいと思います。まずは、行程3-2に入っているのですか。

○太田康隆委員 行程3-2ということよりも、今日のこの区の現状の検討という3-1の行程が区制施行によってよかったこと、それから、区の現状課題と対応ということでテーマが定められておりますので、区が抱えている問題であるとか、どう対応していくかというのはまさしく今日のこのテーマだと思います。その中の一つの柱が再編でしか解決できない課題とか、再編しなくても解決できる課題とかの整理であって、その対応にまでは触れてないわけですから、対応も含めて述べさせていただいたというふうに思っていますけど。

○高林修委員長 そこは認識の違いだというふうに思いますが、先ほど、鈴木育男委員と酒井委員とのやり取りの中で……

○太田康隆委員 今日の(2)のところですか。

○高林修委員長 いや、それは分かりました、2番目のことということでしたけれども。それで確認だけです。太田委員の認識としては、今のやり取りは、行程3-2にはまだ入っていないということですね。分かりました。もう1点については結構です。

先ほどお二人、手を挙げましたが、何かありますか。

○岩田邦泰委員 私と太田委員だけの話になってしまってもよくないと思うのですが、一言だけ申し上げますと、先ほど地域の中で色合いに濃淡が出てはいけないという話が出たと思います。誠にそのとおりだと思っています。ただ、それが区の単位でできてしまっているのではないかとというのが非常に問題だと今思っているの、区の単位としての濃淡を消したいと思っています。

○**関イチロー委員** 自由民主党浜松のコミュニティ担当職員が機能していないということについてお伺いしたいのですが、これは区の課題ですか。それから、もう一つは、具体的にどういうふうに機能していないとお考えなのかお聞かせください。

○**加茂俊武委員** そうですね、これは再編しなくてもできることです。区の課題かと言われると、そうではないですけどね。

○**関イチロー委員** 区とは全く別個の話ですよ。

○**加茂俊武委員** これは、現状の課題というところで上げさせてもらいました。会派の中で合意を取ってきているので、今この場でこれは区の課題ではありませんというのはあれなのですが。

○**関イチロー委員** 逆に、では区の課題だというのはどういう理由なのですか。

○**加茂俊武委員** これを挙げた理由ですよ。

○**関イチロー委員** はい。

○**加茂俊武委員** 区に権限があれば、そのコミュニティ担当職員をまとめて、いろいろな指示が行政区ごとに行き届く可能性がある。区長に権限があれば、そういったところにも行き届いて共通認識が持っているという意味です。

○**関イチロー委員** もう1点、お答えください。

○**加茂俊武委員** 先ほども言ったと思うのですが、その個々の能力によって差があるというところですね。コミュニティ担当職員でも、能力が高い人が休日も惜しんでいろいろと地域に入っている方もいれば、なかなか認識をされていないコミュニティ担当職員もいるということも聞いています。そこが課題であるというところですね。

○**関イチロー委員** それも区とは関係ないですよ。

○**加茂俊武委員** そうですね。

○**関イチロー委員** ただ私自身、コミュニティ担当の職員というものが設置されることによって、非常に行政とそこに住んでいらっしゃる住民との距離が縮まったと思っていますし、それから今おっしゃられたように、それぞれの協働センターに配置されているコミュニティ担当職員の資質であるとか個性であるとか、その辺のところの差は当然出てはきていると思うのです。ただその中で、当局に聞いてもいいですか。

○**高林修委員長** どうぞ。

○**関イチロー委員** 当局としては、このコミュニティ担当職員の仕事ぶりについてはどんなような評価をされていますか。

○**市民協働・地域政策課長** コミュニティ担当職員は、確かに地域の方と関わりを持ってくれるというところが一番の仕事ですので、我々としても地域と市との距離が縮まったという認識は持っています。御指摘のとおり、個人の資質による差というのはどうしてもあるのですが、仕組みとしてそれを埋めるように研修を行うであったり、地域の情報を書面で残すといった取組はしています。ただ、協働センターに若手職員を置いたことによって、多くの自治会長さんから、会合にも出てくれたり、地域のことを手伝ってくれたりということで、非常にありがたいといういい評価をいただいているということは事実としてあります。

○**関イチロー委員** そういう点からいくと、今後の課題としては、横の連携というか、こういうところではこんな取組をしているとかというものがあれば、またさらに磨きがかかるのだろうと思います。今、課長がおっしゃられたように、各自治会、社会福祉協議会など、随分いろいろな会合に出られたり、

また、これは私が住んでいるところですが、協働センターとして自発的に新たな取組を始めたりしています。これは議会での質問で申し上げたのですが、今こういうコロナ禍にあって、協働センターとして困っている人たちのために何かできないだろうかという発想で動き始めたのですが、一種のフードバンクをやろうではないかということで、協働センター独自としての取組を始めているということです。失礼ですが、今までですと、行政の方というのは与えられた仕事の中だけで、それをかなり高度なレベルでこなしてらっしゃいますけど、それ以外の新たに何か地域のためにならないだろうかという発想が出てくること自体が、僕はこのコミュニティ担当の職員がいらっしゃることによって、そういうような部分が新たに展開されてきていることなのだろうと非常に高く評価しております。

○加茂俊武委員 機能していないというのは、全く機能していないとは思っていません。機能していない場合があるというふうに捉えていただいたほうがいいと思います。エリアマネージャーとかいろいろな人が横の連携を取って、研修をやってコミュニティ担当職員が機能するというのが理想です。別にコミュニティ担当職員を否定しているわけではないので、機能していない場合があるというところで捉えていただければと思います。

○関イチロー委員 それであるのだったら、この方たちのために言うのであるのだったら、もう少し正確に言葉を選んでお書きいただくことがいいことかと思えます。

○加茂俊武委員 確かに文面が少し足りなかったと思います。

○森田賢児委員 先ほどの関連で、少し枝葉の部分で自由民主党浜松にお伺いしたいのですが、課題内容の一番上の区長の持つ予算要求権、人事権が発揮されていないという点です。先ほども申し上げたとおり、その課題は私は分かりますし、共有するところはあります。ただ、見直しの方法として、機能していないから7つも必要なのかどうか、むしろ集約するべきと私は思っているのです。行政区なので、結局のところ区長は行政職員になってしまうわけで、おのずと権限の移譲は限定的なものになると思うのですが、これを具体的に発揮させるための、先ほど個別で見直しを図っていくという趣旨の御発言がありましたけど、具体的には何か案があるのでしょうか。

○加茂俊武委員 あまり細かいところに入っていくと、またメリット、デメリットとか、いろいろな組織の話にもなるかもしれませんが、基本的には総合行政の推進に関する規則というものがあるって、これが機能すればかなり区が機能しやすいという規則になっています。これを読んでいただいて、区長と部長の関係、関係部局との関係、これを少し見直すとか、そういったところをこれから議論していくと、かなり区の機能の強化が図れると思っています。そうすると、本庁の役割、区役所の役割、協働センターの役割、この辺も含めて、では本庁はもう少しスリムにして区役所にとという案もあるでしょうし、協働センターを少し集約して区役所へというものもあるでしょうし。そういった形で財源を生み出して区に与えていくという方法もあるということです。まだ我々の会派の中でも、そこまで具体的にこうだというものはないので、そのぐらいの感じで今日はすみませんが。

○森田賢児委員 ありがとうございます。私もしっかり勉強しておきたいとは思っていますが、ただ今のお話は、行政職員である区長でも解決できるという認識はそれでよろしいのですか。

○加茂俊武委員 解決というと、何の解決ですか。

○森田賢児委員 予算要求権や人事権といった権限の移譲は、行政職員である区長の場合は限定的になると思うのですが。

○波多野亘委員 行程2-2、2-3のところで、様々な決裁権限、専決規程などを出したように、できると思っています。そこがベースです。ですから、先程よかったことでも、鈴木育男委員が具体

的に東区のところで、スタートのときにはうまく機能していたが、それが機能していないというような表現があったというのは、運用の仕方ではないかというふうに分析しています。

○高林修委員長 森田委員、よろしいですか。

○森田賢児委員 はい。

○高林修委員長 ほかのところで。

○太田康隆委員 歴史的なところを確認しておきたいのですが、僕が言っていることが間違っていたら当局で訂正してください。平成19年に政令市に移行して区ができたときの区長は部長級が行きました。いつの頃からか次長級になったということも、この総合行政がうまく機能していない理由ではないかと思っています。違いますか。

○総務部次長（人事課長） 次長級になったということとはございません。区長は部長級ということでございます。

○太田康隆委員 そうですか。本庁の部長を経験した人が区長になっていった例はありましたね。

○総務部次長（人事課長） ございます。

○高林修委員長 それでよろしいですね、その件は。

○太田康隆委員 はい。

○波多野亘委員 まだいいのですか。

○高林修委員長 まだいいです。1人1回しか権利がないわけではなくて、1個ずつ話をしてほしいだけです。シンプルにやりただけです。

○波多野亘委員 一問一答で分かりやすくということですよ。

○高林修委員長 そうです。

○波多野亘委員 創造浜松に伺いたいのですが、2ポツ目の天竜区の林業振興課、中山間地域の過疎対策の効率化ということなのですが、課題ということからすると、非効率ということで記載されているのか。もう少し具体的にこの課題を説明していただければと思うのですが。

○森田賢児委員 端的に言うと、前にもどこかの議論でもあったと思うのですが、林業振興課が現在、本庁中区にある。現地の問題は現地という、その配置の問題として改めるべきということですよ。

○波多野亘委員 たしか最初のほうで区の在り方のときに創造浜松から、林業関係が本庁にある必要があるのかみたいなお話をされていましたが、ということは、天竜区だけではなくて、林業関係全てはそういったところにあったほうがいいということなのではないでしょうか。

○森田賢児委員 私はそれが望ましいと思っています。

○関イチロー委員 林業関係の仕事自体がそこに主に存在するだろうという意味です。細かく言えば、天竜区以外のところで林業振興課が何ら関わっていることがないのかといえば、例えば防風林をどうするのだということは、これは現在、林業振興課ではありますが、産業部農林水産担当の中にセクションとしてはあっても構わないが、例えば事務所だとかそういうようなものは現場に近いところがいいのではないかという意味合いです。

○波多野亘委員 昨年9月26日の委員会と6月18日の行程2-4の最適な行政組織とはの資料で、合併以降の分野別組織の変遷というものがあります。その中でも農林水産業に関して、特にこの天竜区と書かれている部分ですが、政令市移行のときには区の中に森林整備課として入れていたものを、今は本庁ぶら下がりの事業所という形にしたのですが、こういった変遷をどのように評価されているのか。その評価の下に、今回、天竜区の林業振興課というか、こういったものがもっと現場にあったほうがいい

ということになっているわけですね。ですので、この過去の変遷も見てどういった評価をされているのか、改めてになるかもしれませんが、教えてもらえますか。

○関イチロー委員 今、波多野委員がおっしゃられたとおりです。

○波多野巨委員 こういう変遷もあったけれども、事業所ではなくこれは現場の話ですから、決裁も含めて、そういった現場のほうがいいということではないのでしょうか。

○関イチロー委員 組織的には当然本庁の中に入る話ですが、現場で判断したり対応するということがあれば、ある程度そこにも何らかの事務所なりというものが必要ではないかという話です。ですから、本庁から切り離して、例えば天竜区にそういう組織をつくりなさいという意味ではないです。

○波多野巨委員 分からないところはまた個別で伺わせていただきたいと思います。

併せてなんですが、中山間地域の過疎対策の効率化ということも同じような考え方なのではないでしょうか。

○関イチロー委員 皆様方からよく指摘されることではあるのですが、そのところの情報収集というようなことでは、そういうエリアです。場所に関して言うと、より緊密に情報交換をする必要があるのだろうなという意味合いです。

○波多野巨委員 課題を整理しようと思っているので、あまり細かくは入らないつもりでいますが、中山間地域振興等というと、産業部でもやっているかもしれないのですが、市民協働・地域政策課で中山間地支援ということで様々やっています。そうすると、天竜区なり過疎地域にそういったものがあつたほうがいいのかということではないのでしょうか。

○関イチロー委員 この2つの事項に関して言うと、地域特性がある話なわけですが、そういうことから言うと、現場に近いところでの対応というのは必要なだろう、それゆえの組織の変革、形態の変化があつてもいいのではないかということです。簡単に言えば、この資料から中山間地域のところを見ても、なかなか現場の声が入ってこないのだろうなという意味です。

○波多野巨委員 それこそあまり細かく言うと、行程3-2だとか、あるいはもっとその後の行程4のことを言ってしまうようなのでこのあたりでやめますが、1つ委員長に申し上げたいというか、先ほど太田委員も、校区をまたぐと何が問題なのかという話がありました。今の質疑もそうなのですが、自由民主党浜松が発表したものでも、ほかの方のところでも、課題の項目が書かれていて、具体的に何が困っているというところまで表記がある会派とない会派があると思うのです。ですので、その辺がもう少し見えてきたほうがいいのかと思っているのです。

例えばですが、先ほどの校区の話で言えば、教育という部分で言うと、校区が違うことで学力に差が出るかということ、それはないと思うのです。ただ、おっしゃられているように、コミュニティーというものを考えていったときにどうなっていくのかということや、あるいは、学校側が地域に案内を送るといったときに、1つの連合自治会になっていなくて、区をまたいでいるから、当然それぞれになっていったときに手間がかかるかとか、あるいは中学校区が、私のところもそうですが、区をまたいでいるとどうなるかということ、生徒指導等の部分で、要は警察署の管轄が、北星中であれば細江署と中央署にまたぐということで、その連携が必要だとかという、具体的に何が課題であるということは聞き出しているのですが、それと同じように、先ほど来質疑のあつたような、もう少し細かく具体的に何を解決したいのかということ、この一覧では、先ほども申し上げたように項目になってしまっているという印象を持っているのです。もう少し整理したほうがいいのかという感想も持っているのですが、どうでしょうか。

○高林修委員長 もう少し整理というのは、具体的には、

○波多野亘委員 今具体的に申し上げたような、何を解決すべきというか、先ほど私が言った学校区の話で言えば、学校区がまたいでいるのが課題で、具体的にこんなところが困っています、こんな状況になっていますということが見えないと、先ほど創造浜松に私が質問した天竜区の林業振興課だとか中山間地域のこともそうですが、効率化というものは、逆に何が非効率なのかというのがこの文面だけだと分からなくて、いろいろと質問するような話になると思うので、もう少し整理したほうがいいのではないのかという印象も持ったものですから、発言と併せて言わせていただきました。

○高林修委員長 お答えします。この資料にまとめてくださいということで、各会派のスタンスで書いてきたものでありまして、今の農林振興課とか過疎対策の効率化については、ここに書かれて、今、波多野委員と関委員のやり取りがあって、中身が浮き彫りにされてきたというふうに思っています。ですので、一つ一つもう一度再整理ということについては、今後の議論の中でまた課題解決について話を出していただければ結構です。今日のところは、先ほど申し上げたように、この課題であるのが適切かどうかということをお示ししていただけたらいいかということをお示ししていただきたい。それと、この丸の位置がこちらでいいのかどうかということをお示ししていただきたいということの中で、太田委員もそうですが、先ほどからいろいろな御発言がありました。

委員間討議なので、たった1行であるかもしれませんが、これをまず出していただいて討議をしていただきたいと思っていますので、その点については御理解いただきたいと思えます。

波多野委員に申し上げるのですが、今のことに関連して関委員からいろいろと御説明がありました。このことについては、課題としてはよろしいわけですか。

○波多野亘委員 あくまでこのペーパー自体、うちの会派にほかの会派のものをかけていないと思えますので、どうなのかということとは分かりませんが、私個人としては、林業振興課あるいは中山間地域という部分は、過去の組織の変遷あるいは市民協働のあたりからしてもより強化していくべきだとは思いますが、今回の区の現状の課題という形では認識していません。

○高林修委員長 ほかの会派のまとめについて、御意見があればおっしゃってください。

○加茂俊武委員 幾つかあるのですが、まず1つ。

公明党の区の協議会が形骸化している点は、我々も課題として挙げていて、再編でしか解決できないほうに公明党は丸をつけている。我々は現状でも、コミュニティー組織をつくって、そこから課題を上げていけば、区協議会が機能すると思っているのですが、その辺のお話をいただければ。

○松下正行委員 政令市になって7つの区ができて、当然、区役所もできて区の協議会もできた。少し前には地域協議会もあったということで、地域協議会は今なくなったということですが、この十数年7つの区の協議会としてやってきている中で、説明の中でも言わせていただきましたが、諮問は各区それぞれ議論している。ですが建議とか要望が減ってきているということでは、住民自治の仕組みを考えなければいけないということが1つあります。それともう一つ、今のままの7つの区の協議会で10年以上やってきてそういうものが減ってきているということであれば、それは区の再編も考えながら区の協議会の見直しをかけない限り、変わらないのではないのかということがうちの会派の意見です。ですから、自由民主党浜松の、区の協議会が機能していないということで、再編しなくても解決できるということも、逆に聞きたいのですが、区制施行でよくなった点の中では、市民の意見を聞くことができる、住民自治に沿ってプラスになるということを言いながら、区の現状、課題と対応については機能していない、再編しなくてもできる課題であるということです。全般的に言わせていただくと、自由民主党浜松も創造浜松もそうなのですが、この課題の内容がたった1行なのです。だから、ここにもう少し具体的なも

のを入れてもらえると、分かりやすかったと思います。

それはその次の段階で出していくか議論してくので、今回は出さなかったということもあるかもしれませんが、特に自由民主党浜松で言わせていただくと、断定的に「いない」、「いない」、「となる」、「いない」、「いない」というふうに表現されていますが、ここは、先ほど質問されて答えているような言葉の使い方、せめてもう少し柔らかく表現していただければよかったですかなというふうに、これは感想なので、あまり関係ないですが。

○加茂俊武委員 言葉尻が断定的というところはすみません。

課題があるので、今後どうやってこれを解決していこうかというところは、先ほど森田委員にお答えしたとおりです。

区の協議会については、基本的に条例で区の協議会で協議する事項が書かれておりますが、これを改正するとか、いろいろ任意の組織にするという案もあります。こうしたところで解決する部分があるので、どうしても行政区再編をしなければ、この区協議会の建議とか要望ができないのかということ、そうではないということなんです。

○松下正行委員 だから、そこはうちの会派とは考えが違うということで認識していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高林修委員長 加茂委員、よろしいですか。

○加茂俊武委員 委員長、ここはもうそれぞれ違う認識で次へ入っていくのか、ある程度共通認識を持ったものを課題としてやっていくのか、どのぐらいの感じで共通認識を持ちますか。

○高林修委員長 共通認識を持てるものと持ていないものは当然あるわけで、最初に私申し上げたように、この課題は課題として認めるかどうかおっしゃってください。その上で、認めるのであれば、この丸の位置がこれで正しいか正しくないか、どう思っているかということをお委員間討議してくださいと言っている意味は、当然意見の相違があるわけです。だから、課題であるかどうかをまず認める、認めないかで、もう完全にそこのところは認識が違うということ。それから、丸をどっちに持っていくかということ各会派の認識が違うということが出るわけではないですか。その話が出ないものについては、取りあえず共通認識だということですよ。

○加茂俊武委員 だとすると、全てにおいてこの場でそれぞれ言ったほうがいいということですね。

○高林修委員長 そうです。

○加茂俊武委員 分かりました。では区の協議会については、公明党とは認識が違うというところですか。一問一答なので、取りあえず終わります。

○高林修委員長 ほかの会派から出されたものについて御意見があれば。

今の区の協議会についていうと、丸の位置がどちらかということは、本当にそれぞれの基本的な考え方によって違ってくると思うのですが、ほかのことについても、同様にここは違うというところがあれば、ここでまずおっしゃってください。今日はそれを言い切っていただくつもりでいますので。

○鈴木育男委員 委員間討議という中でいいですか。

○高林修委員長 どうぞ。

○鈴木育男委員 私見です。

これでそれぞれの課題を出していただいて、それをずっと見させていただいて、なるほどという部分はありました。ただ、区の現状課題といったときに、現状の区を考えるわけであって、区役所機能がどんどん低下してきたというか、機能をそがれてきたという現実があって、その辺をどう考えるかという

ところが出ていない。それぞれの区の未来を考えるような企画部門がないとか、そういったものがきちんとできる行政の中の仕組みができていないというような意見もあっていい。現実だけで考えるとこういうことです。項目が出てきて、再編でしか解決できない、再編しなくても解決できる、これはもう見方だけの話です。

ですから、項目は両方ともなるほどという項目になってきていて、要するに再編しなくても解決できるということは、それは再編してもできることであってということは確かなわけですね。要するに課題ですから。ただ、区を維持した中でどうするかという考え方と、そうではなくて、こういう地域の課題があるということであるならば、再編でしかではなくて、再編してもできるという言い方になるのではないかと思います。日本共産党浜松市議団の書いた東区や南区の区役所の位置なんていうのは、それは無理な話ですから、そういうことであると。

いずれにしてもどういったことを議論していくかという方向の根っこにこれをみんなで考えようということになっているものですから、行政サービスをいかに向上させるかとか、市民満足度をいかに向上させるかとかという話の中で、この頃話に出る2040年度を見据えて、新たな課題の解決に向けてコストや効率をどう考えていくか、そこにこの区再編というものがどうくっついてくるかということだと私は思っています。こういう課題をどういう形で解決していくのかということだと思えます。ですから、丸の位置は違うけれども、課題についてみんなで共通認識ができたということは意義あることだと思います。

○太田康隆委員 先ほどの加茂委員の質問に関連してですが、例えば公明党が出されているものなるほどというものが幾つかあるのだけれども、ではそれは区の再編でしか解決しないのか、それともそうではなくてもそういうことをやっていったほうがいいということなのかで、言っていることは全くそのとおりでということでも、丸の位置の認識が違ってしまいます。再編でしか解決できないと考えている方の考え方を覆す必要もないので、そこは認識の違いはあると思うので、あえて質疑のなかったところは共通認識だとまとめる必要はないと私は思うので、各会派がそれぞれ出してきたものとしてそれぞれ尊重して両論併記で載せておけばいいのかなと素朴に思いますが、どうでしょうか。

○高林修委員長 委員長としては、その発言は非常にありがたいのですが、ただやはり委員会ですので、せめてこの丸の位置が違うと思うところがあったら、ここでおっしゃっていただかないと、次に進めないなという……

○太田康隆委員 丸の位置が違うというのは、先ほど加茂委員と松下委員が言われたように、例えば区の協議会の機能のさせ方などでも、例えば任意にするというのは、別に新潟市は区を再編しなくても任意にしました。任意のほうが協議会が機能すると判断して任意に持っていったわけです。そういうことは別に、技術的には再編をしなくてもできるのだろうけれども、でも、いや再編の中でそういうことをやっていきたいのだという松下委員の主張なので、別にそれを覆してまで共通認識にする必要はないと思うけど、いかがですか。

○松下正行委員 僕も太田委員の意見に賛成なのですが、要するに今回、それぞれの会派で区の現状課題と対応ということで出してきた項目に対して、丸のつけ方というのは、その会派での考え方によってつけているので、それをこの場で、委員会でいい悪いだとか、こっちはこっちだよねとかということとは必要ないような気がするのですが。これはこれでそれぞれ会派が出したものを認めて、次の議論の中でそういうことをきちんとやっていけばいいのではないかとと思うのですが、委員長どうでしょうか。

○高林修委員長 ということは、太田委員と松下委員のその点についての考え方は一緒ということ

でよろしいのですか。取りあえずはこれ出していただいて、ここの会派はこういう考え方をされているということですか。

岩田委員、いかがですか。

○岩田邦泰委員 私もそれでいいのかなと思います。

○高林修委員長 関委員は。

○関イチロー委員 現段階ではそれでいいかと思いますが、すり合わせたときに最後にどうなのかというところはきちんとどこかで落としどころを考える必要があると思います。

○高林修委員長 最終的な結論が出たところで、当然どっちかによるのでしょうかね。

森田委員。

○森田賢児委員 この個別課題って、再編されようがされまいが解決していかないといけないでしょうし、残るものは多く残ると思うので、課題を共通認識で持つというのは正直難しいと思うので、基本的には今皆さんがおっしゃった考えに私も賛成です。

○高林修委員長 酒井委員は。

○酒井豊実委員 区の課題内容についてそれぞれの会派が書かれたことは、非常に抽象的な内容から若干具体的なところまで幅広く、しかもそれぞれ会派の議論を踏まえたものが反映されているということで、ここで簡単に判断できる、白黒つけられる問題ではないので、とにかく会派の出されたものは、会派から出された提出資料として、そのまま今後に生かすべきだと思っています。

○高林修委員長 ありがとうございます。

関委員。

○関イチロー委員 そんな中で、日本共産党浜松市議団のこれをどういうふうにするかというのはお決めいただければと思います。1個ずつ申し上げるのははばかりがあるのですが、明らかに区の課題とは違う部分があるわけですし、この取扱いをどうするのかということの御検討、もしくは委員長の考えをお聞きます。

○高林修委員長 先ほど酒井委員の発言の後にすぐ申し上げましたが、区の再編とは関係のないような課題が多いというふうに私も認識していますので、できれば酒井委員が今ここの場で自ら、ここは削除でも構いませんというのがあればありがたいのですが、いかがでしょうか。

○酒井豊実委員 この場で私の判断で仕分をするのは非常に困難ですので、また調整したいと思いません。

○高林修委員長 関委員、そういうことですので。

○関イチロー委員 もしできましたら、皆さんと同じような共通課題のところはこれを整理していただくこと、あと、個別に区でこういうことがありますというのだったら、そのところはそれで出していただくというふうにして、もう少しこれを整理していただいたらいかがかなというふうに思います。

○高林修委員長 酒井委員、今、関委員の御発言お分かりですか。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 では再整理ということで、よろしくお願ひします。

それでは、皆様のお話を伺いました。ほかはよろしいですか。

○波多野亘委員 まだ確認したい項目があるのですが、いいですか。

○高林修委員長 はい、どうぞ。

○波多野亘委員 創造浜松の1番目の市全体を考えた行政の効率化という部分ですが、これは、先ほ

どの説明だと区の再編ということで、組織という部分で捉えましたけれども、その組織の中には行政センターもかなり多くあったりして、そういったものも含まれているのか、含まれていないのか。それから、組織と併せてもう一つ業務というものもあると思うのです。それは数であったり、あるいは量的なものであったり。そういったものの効率化というものもここには含まれると認識していいのかどうか。

○森田賢児委員 総合的に勘案してということなので、そういった御理解でよろしいかと思います。

○波多野亘委員 組織も業務数もということで、全般でということですね。分かりました。

それとあと、多分これでもう少ししたら閉まっていってしまうのではないかなと思うので、あえて言っておきたいのですが、会派によって、再編で解決していく、あるいは再編しなくても解決していくというものがありますけど、自由民主党浜松の提出した検討結果ですが、先ほど鈴木育男委員も言ったように、再編しなくても解決できる項目に丸がついているものもありますけれど、再編したらさらによくなる、だから再編するという議論があるものもあります。丸の項目がこっちについているからこうではなくて、客観的にできる、できないで仕分されているということだけは理解しておいてもらったほうがいいと思いましたので、付け加えさせていただきました。

○高林修委員長 結構だと思います。

○酒井豊実委員 1つは、自由民主党浜松も書いてありますが、区役所の維持管理が負担となるという、この「負担となる」という表現が私としてはですね、しっくりいかないというよりも、いやこれは負担ではないだろうと。重荷だとか、要らないような感じにも聞き取れるもので、区役所というのは政令指定都市の要でありますから、住民サービスの行政コストといえますか、必要経費であり、固定費ということで捉えていくべきではないかなと思います。

それから、区の協議会についてもいろいろな意見が出されておりますけれども、日本共産党浜松市議団でも全体の中で出していますが、各区の協議会によってまさに濃淡があつて、非常に活発なところと意外と静かなところと制限されるどころといろいろあるので、その辺は、先ほど加茂委員もおっしゃられました、市の制度としてももう少し突っ込んで改革していく。これは出ていました新潟市などの先進的な事例に学びながら、さらに解明していく必要があると思ったところです。

それから3点目ですが、創造浜松のほうで複数区における無投票選挙という項目がありますが、それが創造浜松のほうは再編でしか解決できないということです。これは市議会議員の選挙を言っているのか、県議会議員の選挙を言っているのかよく分かりませんが、これについては少し異論があるなと思って拝見しました。

それから、4点目で終わりますけども、日本共産党浜松市議団から出した全体の課題のところ、区の都市計画づくりというのを挙げさせていただきました。これについては、都市計画部局から新しい浜松市の都市計画マスタープランが示され、8月3日からパブコメにかけられるのですが、その内容を皆さんも御覧になったと思います。現行の都市計画マスタープランでは、半分のページを割いて区別の構想というのが非常に丁寧に都市計画に書き込まれているのが、新しい素案の中では、それは一言一句全くなくなってしまって、一本という形になっています。

そういうところも含めて、区の都市計画づくりを課題として挙げさせていただいたということで、計画の素案そのものに問題があるということを指摘して、意見とさせていただきます。

○高林修委員長 分かりました。

1点だけ、今日のうちに済ませたいのですが、先ほどの選挙の関係なのですが、森田委員からもう少し詳しく説明をお願いします。

○森田賢児委員 そのままだと思うのですが、市議会も県議会も無投票のところがあるので、どういった異論か聞かせていただければと思います。

○高林修委員長 市議会も県議会もというお答えでしたので、よろしいですか。
ほかはいかがですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、ほかに御発言がないようですので、区の現状については、先ほど各委員からお話がありましたように、皆さんの考え方について確認ができたということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、行程3-1、区の現状については皆さんの考え方について確認ができたものといたします。

本日の委員会の開会通知の中では行程3-2も入っていますので、引き続き行程3-2、区再編のメリット・デメリットの協議に入りたいのですが、時間の関係でなかなかそこまで突っ込んでではできないと思っています。

それで、行程表を見ていただきたいのですが、行程3-2は区再編のメリット・デメリットということでポツが4つありますが、ここは再編のメリット・デメリットを協議していただくということで、1ポツ目、削減額の正確な検証というものがあります。それから2つ飛ばしてもらって、職員数と業務量についてということで、デジタル化や業務量や職員数の予測からなどということの項目がありますので、今回はこの件について協議していきたいと思います。まず、削減額の正確な検証ということになっていますが、再編のメリットとして、前期の委員会等では人件費の削減とか維持管理費の削減がメリットではないかというふうに取り上げられています。この削減額について、具体的に皆さんの認識はどうかということをお話していただきたいと思っています。多分こういうふうな言葉については、相当、皆さんの思いがばらばらだというふうに思っています。ばらばらでも結構ですので、この削減額の正確な検証ということをどういうふうにお考えになっているかということをお話していただきたいと思っています。

それともう1点、私見ですが、職員数と業務量については、デジタル化や業務量や職員数の予測からということで、これは多分デメリットに関連しているかなと思うのです。このデジタル化や業務量や職員数の予測ということについても、例えばどういうふうな予測をされているのかとか、どういうものを業務量というふうに表示しているのかとか、いろいろな考え方があると思うのですが、今回の委員会では、なるべくそこをスタート地点にして始めていきたいと思っていますので、ぜひ各委員の皆様の中で……

○太田康隆委員 言葉をどう解釈して、考え方としてどういうふうに思っているかというニュアンスですか。例えば削減額の正確な検証というのは、そういうことでいいですか。

○高林修委員長 そういうことです。

○太田康隆委員 具体的な削減金額の論拠をとうとうと述べるということではなくて、何を議論していこうとしていますかという、その考え方を言うってことですか。

○高林修委員長 そこから始めないと話が始まらないと思っていますので、よろしいですか。

○太田康隆委員 いいです。

それと、お願いがあるのですが。

私は前期も委員でした。振り返ってみますと、第1章から7章までの最適な行政サービスの提供体制、

それから、これまでの検証をやってきて、最終的なたたき台といいますか、市の区再編に対する考え方の案を平成29年2月2日の協議会で示したのだけれども紛糾して、結果的に委員会としてしっかりと議論の結果と案が提示されたのが平成29年2月24日だったと記憶しています。その後、様々な全体的な協議をしていく中で、平成30年9月27日、特別委員会として結論を得られないのでということで、委員会の議論が打ち切られました。その打ち切られるときに至るまでで、もう少し特別委員会としては確認したかったこと、あるいは最終的に新3区案という形で住民投票に付す案が、特別委員会がこの議論を打ち切った平成30年の9月以降にできたのです。

そのときに人件費の削減額が7億円の効果があるということが示されたり、それから、市民の意見を聴く会に副市長が出ていく中で、当初、区役所はなくすと言っていた東区と南区においては、区役所の機能の一部を残すという変更がなされました。特別委員会でその辺をしっかりと確認していきかけたのだけれども、確認できていないわけです。したがって、今回いよいよもう一度、この区再編のメリット・デメリットという行程3-2に入っていくに当たって、また資料要求をしながら、その根拠は何ですかという質問も当然こちらからしていけないといけない局面になります。ですので、当局もそれについては、そういうことで御了解いただきたいと思います。お願いしておきます。よろしいですか。

○高林修委員長 企画調整部長、御発言があれば。

○企画調整部長 ただいまの太田委員のお話を伺うと、今期の議論ではなくて、前期の議論のときにそういう経緯があったと。先ほど委員長から、次回の議論の際には、行程3-2のとりわけ1点目と4点目はどういうことを意味するのかということで議論を始めたいということでした。今、伺っていると、少なくとも太田委員の解釈というのが、お話があったように、前期までの、つまり住民投票を実施する前までのいろいろな経緯がある中での提案に際しての削減額を検証したいというふうに、私の認識では聞こえるのですが、どういう前提条件かによってできるもの、できないものはあろうかとは思いますが、私の認識としては、そういう経緯の後、住民投票を実施して、今期その住民投票の結果の認識を共通に持ち、その後、委員会が了承した行程の中で現在その行程の3まで委員間討議を中心に行われて至っていると思いますので、委員会の総意としてそれを求めるということならともかく、前期のときのことの説明がどうなのかということは、委員それぞれにお考えがあるのではないかと考えます。

○太田康隆委員 区を再編するかどうかというところの大きな一つの判断の材料が削減額なのです。議論をずっと見てきて、どうしてもそこへ行くのです。住民自治を充実していくとか何とかということをするのだけれども、それは別に再編しなくても今でもできるので、それがなされていけばそういう議論にはならないわけです。区を再編するという議論をずっと見てくると、結局そこへ行くのです。その検証がきちんとなされていないと私は思っていて、できるだけもう前のことには触れないつもりでいるのだけれども、組織の再編であったり削減額の金額を見ていくということについては、どうしても今までなぞってきた道の中のことももう一度確認をしながらでなければ、先の議論へ行けないと思っていますので、そこは御理解いただきたいというお願いも含めて言っているわけです。

○高林修委員長 太田委員自らおっしゃっていますが、まさしくそういう議論は次回からとは思ったのですが、もう今そういうお話が出たので、太田委員の発言について、今、部長もおっしゃっていましたが、委員会の総意として、そこを求めようかということもありますので、ぜひ御発言をいただきたいと思います。

○松下正行委員 前期の削減額の資料提供とこの委員会での検証というふうに捉えましたが、それは一つの意味では必要かなと思っています。

それとですね、最終的なメリット、デメリットの話をしていく中で、区の再編を想定した資料が出るかどうかというのは非常に大きな話だと思うのです。ここの行程3-2のところにも、例えば3つ目のポツのところ、地域コミュニティーの団体の予測などからとか、4番目のポツでいうと、デジタル化や業務量や職員数の予測からなど書いてあるのですが、こういった資料は当局から出るということではないですか。

○企画調整部長 ただいまの松下委員の御質問でございますけれども、例えば、この行程3-2の4点目のデジタル化ということなのですが、それこそ太田委員から御発言があった行程3-2の1点目ではないですが、委員長がおっしゃったように、デジタル化というのはこういうことなのだとことが分からない限り、その前提がない限り、これは、今後のということですから、出す、出せないということとはなかなかお答えしにくいです。前提条件として、そのデジタル化の影響によって、そこに経費のことをお考えの方もいれば、職員数のことをお考えの方もいらっしゃるでしょうし、どういう観点でこういう前提条件をつけた場合はどのぐらい、どういうような、ここで書いてある職員数で業務量になるのかということが見えないと、お答えのしようがないのかなというのが正直なところですよ。

○松下正行委員 行程表はあくまで自由民主党浜松が考えられて、この特別委員会に提出して、各党派、各委員が了解して、今この行程に沿っているということなので、ここに書かれていることで資料が出ないような項目を行程に上げてしまったことはどうなのかということもあるわけです。これはあくまでもここで議論するための行程表のそれぞれの項目ということになっているはずですよ。ですから、逆に言うと、ここの特別委員会で取りまとめて、こういう文言に対しての、こういう趣旨での資料提供をということで当局に振ったほうがいいのかと思いますよ、委員長、どんなものですか。

○高林修委員長 まとめていただけるものであれば、そのほうがよろしいかとは思いますが、今、松下委員がおっしゃったことに触れますけれど、削減額とか業務量とかデジタル化についてはですね、どういうふうに皆さんお考えですかと、本当は先ほど言ったように次回と思っていたのですが、委員会としてその条件を出さなければ当局も出しようがないということは事実だと思うのです。

もう一度、太田委員に確認しますが、前期の委員会での削減額をもっと正確に出してくれというふうなことでお話をされているのでしょうか。

○太田康隆委員 もう本当に10年来、いろいろな議論をしてきています。前期の平成27年からのこの議論というのが「今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービスの提供体制」について議論してきていると思っています。前回も触れましたけれども、私たちが納得していないところも実はあったということも前回の特別委員会の議論の中でさんざん申し上げてきました。

この中で押さえておかなければいけないのが、今回この行程3-2の議論の中でも出ていますが、市民サービス・行政事務の検証、どんな市民サービスをどういうふうに提供していくかということは、まさしくもう一度議論しようとしているわけです。だから、それについては、当局の前回までの考え方が正しいというのであれば、資料請求もすることで変わっていませんということになるだろうし、そういうことも含めて、ではそういうことで最適な行政サービスの提供体制をやっていたときに、いかほどの削減が見込まれるとするのかは、当然一つの仮定の話で出てくることです。そこを押さえないと、全然区の再編のその先の議論はできないと思っています。前回やってきたことをしっかり押さえることと、ここのところはどなのですかということ、資料請求しながら議論していきたいと思えます。

それから、もう一つ、先ほど松下委員も触れたように、区の再編をする、しないに関わる、浜松市としてこれはやっていかなければいけないよねということも、当然この課題の中には出てくるわけで、そ

うということも洗い出せたらいいとは思っています。そんなところで、別にひっくり返して、過去をぐりぐりやっていくつもりではないです。建設的に議論していくために前のことについても、資料請求したりして、検証しながらいきたいということですので、御理解いただきたいと思います。全く間違ったこととは言っていないと思いますが。

○高林修委員長 今の話ですと、確かに4ポツあって、2番目と3番目については資料請求も必要だと思っていますが、もう一度確認なのですが、削減額の正確な検証という、その捉え方です。前期の委員会で当局が出した案の削減額をもう一度洗い直すということではないのですよね。

○太田康隆委員 例えば前期の人件費の前提として、正規職員は790万円、非常勤職員は三百何十万円とか、そういう前提で見えていますよね。それが今、時間経過で変わってきている可能性もあります。あるいは配置が、例えばこの前の議論ですと、土木部の軽微な修繕については出先で対応したいのだという話もありました。それはもう区の再編にかかわらずやっていくことなのかということだって、僕としては非常に興味があるわけです。それから、福祉関係のところを直轄にしていって、専門職の配置をもう少し流動化させていきたいという話もありました。だから、そういうことももう一回押さえながら、何をどういうふうにやっていくかということのしっかりとした議論をしていかない限り、区の数をいじればいいのかという話にはなっていないはずなので、そういう意味です。全くおかしくないと思いますけど。

○企画調整部長 太田委員の御発言の趣旨は分かりましたけど、私ども当局とすれば、その資料請求が、結局今までの流れの中で、各委員と当局との調整ということがありますがけれども、委員長がおっしゃったとおり、例えば今太田委員がおっしゃるこの行程3-2の4項目の1の一番最初について、それぞれの委員の皆さんの考え方がどうかということがないと、私どもとしてはつらいところがあるのかなというふうに思います。

前期ということですが、今期においても、当局からすれば、住民投票後、その共通認識のために特別委員会が議決により設置され、その議論がなかなか進まないという中で、議論を進めてもらいたいということを念頭に置いた再編案もお示ししているところです。私の認識は、その後、この行程を議会が自ら了承したということで、現時点で当局が何かの再編案を持っているということを提示した中で御議論いただいているものとは違うと思っています。太田委員がおっしゃる、とりわけ前期のことでの確認という意味が、先ほど申し上げたように、委員長のお考えと、あと各委員の皆さんの考えの下の委員会の総意ということであれば、その条件を私どもが確認させていただいて、できるものは用意をする、できない部分は当然それはできないことですので、そういった対応にならざるを得ないと思っています。

○太田康隆委員 何も難しい資料を出せということではありません。先ほど申し上げたように、特別委員会の議論で前提としたことであれば、そのときに提出されている資料を請求しますし、それが変化したところであれば、そこのところについて、質問も含めて確認をさせていただきたいという趣旨です。特別委員会の議論が何か制約されてしか議論できないということだとすると、私はそれこそ問題だと申し上げたいと思います。私は、今までここの行程3-1まで資料請求を度々してきましたけれども、全部今までの資料を洗い出して、それで課題を整理しながら資料請求してきているのです。この労力も大変なものなのです。その中で法外な資料請求をしましたか、していないと思いますよ。きちんと論理的な裏づけを取って資料請求していると思っていますので、今後も御協力くださいということを行っています。問題ありますか。

○波多野亘委員 冒頭、委員長がおっしゃったように、削減額が具体的に何を指すのか、あるいは職

員数、業務量とはどういったものを考えているのか。今は部長から、デジタル化といっても、例えばAIを導入して何かやっていく、保育園の入園のことを決めていくとか、そういう具体的なことをというお話ありましたから、まずはそういうことをしっかりと確認した上で、資料請求をしたときに、きっと太田委員が言いたかったのは、新3区案を出されたときの削減額についての議論が委員会でされていないから、そういうことがないように、今回同じように根拠となる資料を請求するから、それは出してほしいという理解でいるので、繰り返しになりますが、冒頭、委員長がおっしゃったような形で、まずは言葉についての理解というところから始めていただければいいのではないかと思います。

○高林修委員長 太田委員はどうですか。

○太田康隆委員 委員長から、資料請求の期限について、本日までに行程3-2で議論する内容について資料請求しろというから私は準備してきました。行程3-2の運営について、1回目を8月13日にやるわけですが、8月13日のときに、言葉の解釈を含めて議論して、それから資料請求するのだということであれば、その資料請求の行程を変えていただくしかないわけですが、特に問題のある資料だとは思いませんので、最初の予定どおり、今日資料請求を提出したいと思っています。議論は、その資料が出てくる、出てこないにかかわらず、削減額の正確な検証というのはどういうことなのだとか、言葉の解釈から始めていただいて結構ですし、少なくともデジタル化については積算するのが難しいというふうに私は思っていますので、ここのところは、前回の住民サービスの提供体制の在り方でもIT化を進めるという抽象的な表現で書いていて、それ以上は議員も突っ込んだ議論はしていませんので、なかなか難しいだろうというふうに思っていますから、別に請求をするつもりはありません。

○高林修委員長 波多野委員の御発言もありましたし、先ほど申し上げたように、次回の頭は、この削減額の正確な検証という言葉の捉え方について、皆さんお考えになっていただいて、協議を始めたいと思っています。

前回の委員会のときに申し上げたように、今日御提示していただいた資料については、前々回の委員会である程度まとめてきてくださいというふうにお話ししたものでした。前回も申し上げたように、お願いしたにもかかわらず議論が進まなくて、結局こちらの運営の仕方が悪かったわけですが、ぜひ委員の皆様方には活発な協議をしていただきたいので、過去の資料や議事録も事務局に要請してもらえば出してもらえますので、見ていただいて、次の8月の委員会に進めたいと思っています。何とぞよろしく願いいたします。

資料請求については、今、太田委員からお話がありましたが、取りあえずは、前回の委員会で申し上げたように行程3-2についての資料請求は本日までというふうになっていますが、確かに太田委員がおっしゃられたように、協議が進む中でまた新たな問題も出てくるかもしれませんので、本日が最終締切りではないということは申し上げておきます。

それでは、本日の協議はここまでとし、改めて協議の場を設けることといたします。

次回は8月13日木曜日午前10時から委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

12:26